

別紙

令和2年8月 特別仕様書 新旧対照表  
(関係部分のみ抜粋)

北海道森林管理局 森林整備保全事業特別仕様書 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>「北海道森林管理局 森林整備保全事業特別仕様書」の制定について</p> <p>平成29年6月30日付け29北森二第22号 北海道森林管理局長から各森林管理（支）署長あて 〔最終改正〕令和2年7月27日2北森二第23号</p> <p>「北海道森林管理局 森林整備保全事業工事特別仕様書」について制定したのでこれにより実施されたい。</p> <p>なお、「北海道森林管理局 治山工事特別仕様書（平成22年4月16日付け21北治第828号）」及び「北海道森林管理局 林道工事特別仕様書（平成22年3月20日付け21北森二第35号）」については平成29年6月30日付けで廃止する。</p> <p style="text-align: center;">森林整備保全事業特別仕様書</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1節 通 則 〔 略 〕</p> <p>第1条 適 用 〔 略 〕</p> <p>第2条 火災保険等 1～3 〔 略 〕</p> <p><u>4 受注者は、本工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「法定外の労災保険」という。）に付さなければならない。また、この保険契約を締結したときは、法定外の労災保険への付保の状況を保険証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。</u></p> <p>第3条 諸法令の遵守 〔 略 〕</p> <p>第4条 工事現場管理 〔 略 〕</p> <p>第5条 施工管理 〔 略 〕</p> <p>第6条 建設副産物 〔 略 〕</p> <p>第7条 余裕期間 〔 略 〕</p> <p>第8条 現場環境改善費 〔 略 〕</p>	<p>「北海道森林管理局 森林整備保全事業特別仕様書」の制定について</p> <p>平成29年6月30日付け29北森二第22号 北海道森林管理局長から各森林管理（支）署長あて 〔最終改正〕令和2年4月15日2北森二第12号</p> <p>「北海道森林管理局 森林整備保全事業工事特別仕様書」について制定したのでこれにより実施されたい。</p> <p>なお、「北海道森林管理局 治山工事特別仕様書（平成22年4月16日付け21北治第828号）」及び「北海道森林管理局 林道工事特別仕様書（平成22年3月20日付け21北森二第35号）」については平成29年6月30日付けで廃止する。</p> <p style="text-align: center;">森林整備保全事業特別仕様書</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1節 通 則 〔 略 〕</p> <p>第1条 適 用 〔 略 〕</p> <p>第2条 火災保険等 1～3 〔 略 〕</p> <p><u>〔 新 設 〕</u></p> <p>第3条 諸法令の遵守 〔 略 〕</p> <p>第4条 工事現場管理 〔 略 〕</p> <p>第5条 施工管理 〔 略 〕</p> <p>第6条 建設副産物 〔 略 〕</p> <p>第7条 余裕期間 〔 略 〕</p> <p>第8条 現場環境改善費 〔 略 〕</p>

第9条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化

[ 略 ]

第10条 森林土木工事における受発注者間の情報共有システム実施要領

[ 略 ]

第11条 エゾシカ狩猟に関わる安全対策

工事中の安全確保に関しては標準仕様書1-1-1-31によるが、北海道が定めるエゾシカ狩猟期間中は、次のとおり安全対策について万全を期すこと。

- 1 受注者は、当該国有林を管轄する森林管理（支）署（以下「森林管理（支）署」）が定める銃猟安全対策について工事着手前に確認しなければならない。
- 2 受注者は、狩猟期間中、工事箇所から視認しやすい場所へ請負付託仕訳書に記載している「発砲禁止」のぼり（規格：のぼり0.45×1.5m以上、生地橙色、文字黒色、ポール伸縮3m程度）を設置しなければならない。  
なお、現地状況を勘案し、のぼり本数の増減が必要な場合には監督職員と事前に協議しなければならない。
- 3 受注者は、当初設計でのぼりの設置が計上されていない場合には、監督職員に確認しなければならない。
- 4 受注者が自主的にのぼりや標識等を設計以上に追加設置することは妨げない。
- 5 受注者は、市町村から森林管理（支）署に対し、市町村が実施主体となつて行う有害鳥獣捕獲について、工事箇所を含む周辺国有林において、土・日・祝日・年末年始での可猟要請がなされた場合は、事前に森林管理（支）署・市町村・工事受注者の三者により協定を締結し日時を限定して可猟とする場合があるので協議に応じなければならない。

協定を締結したことにより工期の延長が必要となる場合には、国有林野事業工事請負契約約款第22条に基づき工期の延長変更を協議することができる。

第12条 無人航空機の飛行

受注者は、国有林内において無人航空機を飛行させる場合は、「無人航空機を飛行させる場合の入林届」を発注者に提出するとともに、以下の点に留意すること。

- 1 航空法等の法令を遵守し、法令に基づく手続きは原則として受注者が行うこと。特に森林内では障害物が多く、常時監視ができないことも想定されることから、飛行方法等によっては航空法に基づく許可等手続きが必要となる場合があるので留意すること。
- 2 無人航空機による事故を起こし、又は無人航空機を紛失した場合は、速やかに発注者へ報告すること。
- 3 無人航空機の回収は、受注者の責任において行うこと。
- 4 発注者、一般の入林者や他の国有林野事業の受注者への危害又は迷惑行為を行わないこと。  
また、必要に応じて一般の入林者や他の国有林野事業の受注者等と調整を図ること。

## 第2章 材 料

第1節 適 用

第13条 適用範囲

第9条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化

[ 略 ]

第10条 森林土木工事における受発注者間の情報共有システム実施要領

[ 略 ]

[ 新設 ]

[ 新設 ]

## 第2章 材 料

第1節 適 用

第11条 適用範囲

[ 略 ]

第2節 木材等  
第14条 木 材  
[ 略 ]

### 第3章 共通施工

第1節 落石雪害防止工  
第15条 落石防止網工  
[ 略 ]

### 第4章 治山

第1節 土工  
第16条 治山ダム土工

受注者は、治山ダム土工については、次のとおり施工しなければならない。

- 1 随時必要な埋戻し土量について管理し、構造図に記載された埋戻し線のとおり施工しなければならない。
- 2 埋戻しに必要な土量が不足、構造図に記載された埋戻し線のとおり施工できないことが判明した場合、直ちに監督職員に通知すること。
- 3 出来形管理、工事写真については標準仕様書森林整備保全事業施工管理基準3-2-1-7-1及び工事写真撮影要領の区分：溪間工により管理すること。

第2節 なだれ予防工  
第17条 吊柵、吊枠  
[ 略 ]

第3節 標識工  
第18条 山地災害危険地区標識板  
[ 略 ]

### 第5章 林道

第1節 掘削工  
第19条 切土施工  
[ 略 ]

第2節 盛土工  
第20条 盛土方法  
[ 略 ]

[ 略 ]

第2節 木材等  
第12条 木 材  
[ 略 ]

### 第3章 共通施工

第1節 落石雪害防止工  
第13条 落石防止網工  
[ 略 ]

### 第4章 治山

[ 新設 ]

第1節 なだれ予防工  
第14条 吊柵、吊枠  
[ 略 ]

第2節 標識工  
第15条 山地災害危険地区標識板  
[ 略 ]

### 第5章 林道

第1節 掘削工  
第16条 切土施工  
[ 略 ]

第2節 盛土工  
第17条 盛土方法  
[ 略 ]

第3節 残 土

第21条 残土処理工  
〔略〕

第4節 植 生 工

第22条 筋 芝 工  
〔略〕

第23条 種子吹付工及び播種工  
〔略〕

第5節 柵 工

第24条 編 柵 工  
〔略〕

第25条 木柵及び丸太柵工  
〔略〕

第26条 鉄線かご工  
〔略〕

第6節 排水施設工

第27条 側 溝 工  
〔略〕

第28条 横 断 溝  
〔略〕

第29条 集水ます工  
〔略〕

第30条 流木除け工  
〔略〕

第31条 流 末 工  
〔略〕

第32条 法面排水工  
〔略〕

第7節 基 礎 工

第33条 床 掘  
〔略〕

第34条 フーチング基礎工  
〔略〕

第8節 道路付属施設工

第35条 路側防護柵工  
〔略〕

第36条 標 識 工

第3節 残 土

第18条 残土処理工  
〔略〕

第4節 植 生 工

第19条 筋 芝 工  
〔略〕

第20条 種子吹付工及び播種工  
〔略〕

第5節 柵 工

第21条 編 柵 工  
〔略〕

第22条 木柵及び丸太柵工  
〔略〕

第23条 鉄線かご工  
〔略〕

第6節 排水施設工

第24条 側 溝 工  
〔略〕

第25条 横 断 溝  
〔略〕

第26条 集水ます工  
〔略〕

第27条 流木除け工  
〔略〕

第28条 流 末 工  
〔略〕

第29条 法面排水工  
〔略〕

第7節 基 礎 工

第30条 床 掘  
〔略〕

第31条 フーチング基礎工  
〔略〕

第8節 道路付属施設工

第32条 路側防護柵工  
〔略〕

第33条 標 識 工

[ 略 ]

第9節 無筋、鉄筋コンクリート（レディーミクストコンクリート）

第37条 品 質

[ 略 ]

第10節 擁 壁 工

第38条 鋼製擁壁工

[ 略 ]

第39条 簡易鋼製土留壁工

[ 略 ]

第40条 木製土留・擁壁工

[ 略 ]

第11節 橋 梁 下 部

第41条 適用すべき諸基準

[ 略 ]

第12節 橋 梁 上 部

第42条 適用すべき諸基準

[ 略 ]

第13節 工場製作工

第43条 材 料

[ 略 ]

第14節 路 体 強 化 工

第44条 一 般

[ 略 ]

第45条 砂利敷

[ 略 ]

第46条 路面整正

[ 略 ]

第47条 除 草

[ 略 ]

第48条 側溝整備

[ 略 ]

第49条 小崩土除去

[ 略 ]

第50条 安全対策等

[ 略 ]

[ 略 ]

第9節 無筋、鉄筋コンクリート（レディーミクストコンクリート）

第34条 品 質

[ 略 ]

第10節 擁 壁 工

第35条 鋼製擁壁工

[ 略 ]

第36条 簡易鋼製土留壁工

[ 略 ]

第37条 木製土留・擁壁工

[ 略 ]

第11節 橋 梁 下 部

第38条 適用すべき諸基準

[ 略 ]

第12節 橋 梁 上 部

第39条 適用すべき諸基準

[ 略 ]

第13節 工場製作工

第40条 材 料

[ 略 ]

第14節 路 体 強 化 工

第41条 一 般

[ 略 ]

第42条 砂利敷

[ 略 ]

第43条 路面整正

[ 略 ]

第44条 除 草

[ 略 ]

第45条 側溝整備

[ 略 ]

第46条 小崩土除去

[ 略 ]

第47条 安全対策等

[ 略 ]

[ 略 ] 林道工事施工管理基準（林業専用道に係る一部緩和）

[ 略 ] 林道工事施工管理基準（路体強化工）

[ 略 ] 林道工事施工管理基準（掻均し）

[ 略 ] 林道工事施工管理基準（林業専用道に係る一部緩和）

[ 略 ] 林道工事施工管理基準（路体強化工）

[ 略 ] 林道工事施工管理基準（掻均し）